

日本大学薬学部薬学研究所規程

平成元年4月7日制定	平成22年9月3日改正
平成元年4月1日施行	平成22年7月1日施行
平成19年1月19日改正	平成29年3月3日改正
平成19年4月1日施行	平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学薬学部薬学研究所（以下「研究所」という）と称し、薬学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、薬学に関する学理・技術の研究、特に薬学の各分野にわたる総合的研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、薬学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代理し、所長が欠けたときは、所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから学部長の承認を得て、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、学部長の承認を得て、助手のうちから所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第12条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の再任は、通算5年を限度とする。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部会計を通じて、受け入れなければならない。

(所 管)

第17条 研究所の事務は，研究事務課が行う。

(監 査)

第18条 研究所の予算及び決算は，学部予算書及び決算書に記載し，それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第19条 所長は，所定の期日までに，当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を，書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第20条 研究所は，必要に応じて，研究生，研究員等を受け入れることができる。

2 研究生，研究員等については，別に定める。

(改 正)

第21条 この規程を改正するときは，学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第22条 この規程に関するその他の必要事項は，内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。